

事務連絡
令和4年5月18日

不動産関係団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行並びにそれに伴う借地借家法施行令及び借地借家法施行規則の制定について（依頼）

国土交通行政の推進について、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号。以下「整備法」といいます。）において、行政や民間の各種手続における押印・書面に係る制度の見直しのため、48の法律が一括改正されることとなり、整備法における借地借家法（平成3年法律第90号）及び大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）の改正規定が、整備法における宅地建物取引業法の改正規定と同日の令和4年5月18日に施行されました。

また、借地借家法の改正に伴い、借地借家法施行令（令和4年政令第187号）及び借地借家法施行規則（令和4年法務省令第29号）が制定され、令和4年5月18日に施行されたところです。

今般、以上に関する別添1～4の資料について、法務省より別紙のとおり関係団体に周知していただきたい旨、依頼がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対する周知をいただくようお願い申し上げます。

以上

法務省民制第77号
令和4年5月18日

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長 殿
国土交通省不動産・建設経済局参事官 殿
国土交通省住宅局参事官 殿

法務省民事局民事法制管理官
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行
並びにそれに伴う借地借家法施行令及び借地借家法施行規則の制定について
(依頼)

平素から民事法務行政に多大なる御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号。以下「整備法」といいます。)において、行政や民間の各種手続における押印・書面に係る制度の見直しのため、48の法律が一括改正されました。その中には、借地借家法(平成3年法律第90号)及び大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成25年法律第61号。以下「被災地借地借家法」といい、借地借家法と併せて「借地借家法等」といいます。)が含まれており、借地借家法上の一般定期借地権の設定や定期建物賃貸借の契約手続等の電子化、被災地借地借家法上の被災地短期借地権の設定手続の電子化などが行われました。

また、借地借家法の改正に伴い、借地借家法施行令(令和4年政令第187号)及び借地借家法施行規則(令和4年法務省令第29号)が制定されたところです。

今般、借地借家法等の改正規定を含む整備法の一部、借地借家法施行令及び借地借家法施行規則が令和4年5月18日に施行されました。

つきましては、以上に関する別添の資料について、貴省より関係団体に周知してくださるよう、御協力をお願いいたします。

以上